

収 支 報 告 書

令和6年4月11日

堺市議会議長 的場 慎一 様

議員氏名 米田 敏文

堺市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、令和5年度政務活動費について次のとおり報告します。

収 入

(単位 円)

収 入 の 種 類	決 算 額	算 出 基 礎 等
1 政務活動費	¥2,970,000	@ ¥270,000 × 11 ヶ月 = ¥2,970,000
2 その他	¥100,091	自 己 資 金
収 入 合 計	¥3,070,091	

支 出

使 徒 項 目	決 算 額	左のうち政務活動費充当額	備 考
調 査 研 究 費	¥143,231	¥135,000	
資 料 購 入 費	¥35,980	¥35,000	
広 報・広 聴 費	¥245,575	¥237,000	
人 件 費	¥1,488,882	¥1,440,000	
事務・事務所費	¥1,156,423	¥1,123,000	
支 出 合 計	¥3,070,091	¥2,970,000	

様式第 1 4 号（第 7 条関係）

令和 6 年度 事業実施報告書

大阪維新の会 堺市議会議員団・米田 敏文

主な事業・行事名	期 日	内 容 の 説 明
【調査研究】 ガソリン代	5 / 1 ～ 3 / 3 1	市政に関する調査研究を行うため、自動車のガソリンを消費した。
【人件費】 事務員の雇用	5 / 1 ～ 3 / 3 1	市政に関する調査研究を行うため、事務員を雇用した。
【事務・事務所費】 事務所借入等	5 / 1 ～ 3 / 3 1	市政に関する調査研究を行うため、事務所を借り入れた。

会 計 帳 簿

令和5年5月分

会派の名称・議員氏名 大阪維新の会堺市議会議員団・米田 敏文

年	月	日	整理 番号	収 入 額	支 出 額	残 額	内 容	使途 項目	そ の 他
5	5	8	5 1		¥1,175	¥-1,175	議員ガソリン代	①	
5	5	8	5 2		¥1,000	¥-2,175	議員ガソリン代	①	
5	5	10	5 3		¥10,626	¥-12,801	携帯電話代	⑨	
5	5	10	5 4		¥5,719	¥-18,520	事務所電話代及びWi-Fi代	⑨	
5	5	13	5 5		¥1,000	¥-19,520	議員ガソリン代	①	
5	5	13	5 6		¥2,500	¥-22,020	議員ガソリン代	①	
5	5	17	5 7		¥4,214	¥-26,234	事務所電気代	⑨	
5	5	20	5 8		¥1,000	¥-27,234	議員ガソリン代	①	
5	5	26	5 9		¥922	¥-28,156	コピー機管理・カウンター代	⑨	
5	5	27	5 10		¥1,000	¥-29,156	議員ガソリン代	①	
5	5	29	5 11		¥1,000	¥-30,156	議員ガソリン代	①	
5	5	31	5 12		¥26,950	¥-57,106	ホームページ保守料	⑦	
5	5	31	5 13		¥3,080	¥-60,186	産経新聞朝夕刊購読料	⑥	
5	5	31	5 14		¥77,000	¥-137,186	事務所賃貸料	⑨	
5	5	31	5 15		¥133,875	¥-271,061	5月分給料	⑧	
5	5	31	5 16		¥19,800	¥-290,861	コンピューター関連業務委託代 金	⑦	
月 計				¥0	¥290,861	¥-290,861			
累 計				¥0	¥290,861	¥-290,861			

会 計 帳 簿

令和5年6月分

会派の名称・議員氏名 大阪維新の会堺市議会議員団・米田 敏文

年	月	日	整理 番号	収 入 額	支 出 額	残 額	内 容	使途 項目	そ の 他
5	6	1	6 1		¥1,040	¥-291,901	事務所飲料水及び茶菓子代	⑨	
5	6	1	6 2		¥1,000	¥-292,901	議員ガソリン代	①	
5	6	3	6 3		¥1,332	¥-294,233	議員ガソリン代	①	
5	6	7	6 4		¥2,500	¥-296,733	議員ガソリン代	①	
5	6	8	6 5		¥1,000	¥-297,733	議員ガソリン代	①	
5	6	9		¥540,000		¥242,267	政務活動費5・6月分受け取り		
5	6	9	6 6		¥1,000	¥241,267	議員ガソリン代	①	
5	6	12	6 7		¥3,984	¥237,283	携帯電話代	⑨	
5	6	12	6 8		¥5,722	¥231,561	事務所電話代及びWi-Fi代	⑨	
5	6	14	6 9		¥2,926	¥228,635	事務所電気代	⑨	
5	6	26	6 10		¥847	¥227,788	コピー機管理・カウンター代	⑨	
5	6	26	6 11		¥2,426	¥225,362	事務所水道代	⑨	
5	6	30	6 12		¥3,080	¥222,282	産経新聞朝夕刊購読料	⑥	
5	6	30	6 13		¥77,000	¥145,282	事務所賃貸料	⑨	
5	6	30	6 14		¥149,940	¥-4,658	6月分給料	⑧	
5	6	30	6 15		¥19,800	¥-24,458	コンピューター関連業務委託代 金	⑦	
月 計				¥540,000	¥273,597	¥266,403			
累 計				¥540,000	¥564,458	¥-24,458			

会 計 帳 簿

令和5年7月分

会派の名称・議員氏名 大阪維新の会堺市議会議員団・米田 敏文

年	月	日	整 理 番 号	収 入 額	支 出 額	残 額	内 容	使 途 項 目	そ の 他
5	7	6	7 1		¥1,250	¥-25,708	議員ガソリン代	①	
5	7	7	7 2		¥1,722	¥-27,430	議員ガソリン代	①	
5	7	10		¥810,000	¥0	¥782,570	政務活動費7・8・9月分受け取り		
5	7	10	7 3		¥4,644	¥777,926	携帯電話代	⑨	
5	7	10	7 4		¥5,762	¥772,164	事務所電話代及びWi-Fi代	⑨	
5	7	14	7 5		¥2,706	¥769,458	事務所電気代	⑨	
5	7	18	7 6		¥1,500	¥767,958	議員ガソリン代	①	
5	7	22	7 7		¥1,162	¥766,796	議員ガソリン代	①	
5	7	26	7 8		¥208	¥766,588	コピー機管理・カウンター代	⑨	
5	7	28	7 9		¥1,000	¥765,588	議員ガソリン代	①	
5	7	31	7 10		¥2,000	¥763,588	議員ガソリン代	①	
5	7	31	7 11		¥3,080	¥760,508	産経新聞朝夕刊購読料	⑥	
5	7	31	7 12		¥77,000	¥683,508	事務所賃貸料	⑨	
5	7	31	7 13		¥139,982	¥543,526	7月分給料	⑧	
5	7	31	7 14		¥19,800	¥523,726	コンピューター関連業務委託代金	⑦	
月 計				¥810,000	¥261,816	¥548,184			
累 計				¥1,350,000	¥826,274	¥523,726			

会 計 帳 簿

令和5年8月分

会派の名称・議員氏名 大阪維新の会堺市議会議員団・米田 敏文

年	月	日	整理 番号	収 入 額	支 出 額	残 額	内 容	使 途 項目	そ の 他
5	8	1	8 1		¥1,000	¥522,726	議員ガソリン代	①	
5	8	3	8 2		¥1,000	¥521,726	議員ガソリン代	①	
5	8	5	8 3		¥1,000	¥520,726	議員ガソリン代	①	
5	8	8	8 4		¥1,833	¥518,893	議員ガソリン代	①	
5	8	10	8 5		¥4,518	¥514,375	携帯電話代	⑨	
5	8	10	8 6		¥5,822	¥508,553	事務所電話代及びWi-Fi代	⑨	
5	8	11	8 7		¥1,694	¥506,859	事務所お茶代	⑨	
5	8	14	8 8		¥1,500	¥505,359	議員ガソリン代	①	
5	8	15	8 9		¥2,497	¥502,862	事務所電気代	⑨	
5	8	18	8 10		¥1,000	¥501,862	議員ガソリン代	①	
5	8	19	8 11		¥500	¥501,362	議員ガソリン代	①	
5	8	27	8 12		¥1,850	¥499,512	議員ガソリン代	①	
5	8	28	8 13		¥178	¥499,334	コピー機管理・カウンター代	⑨	
5	8	28	8 14		¥1,500	¥497,834	議員ガソリン代	①	
5	8	28	8 15		¥2,091	¥495,743	事務所水道代	⑨	
5	8	28	8 16		¥1,000	¥494,743	議員ガソリン代	①	
5	8	31	8 17		¥3,080	¥491,663	産経新聞朝夕刊購読料	⑥	
5	8	31	8 18		¥77,000	¥414,663	事務所賃貸料	⑨	
5	8	31	8 19		¥127,960	¥286,703	8月分給料	⑧	
5	8	31	8 20		¥19,800	¥266,903	コンピューター関連業務委託代 金	⑦	
月 計				¥0	¥256,823	¥-256,823			
累 計				¥1,350,000	¥1,083,097	¥266,903			

会 計 帳 簿

令和5年9月分

会派の名称・議員氏名 大阪維新の会堺市議会議員団・米田 敏文

年	月	日	整理 番号	収 入 額	支 出 額	残 額	内 容	使途 項目	そ の 他
5	9	6	9 1		¥2,000	¥264,903	議員ガソリン代	①	
5	9	6	9 2		¥1,714	¥263,189	議員ガソリン代	①	
5	9	10	9 3		¥344	¥262,845	議員ガソリン代	①	
5	9	11	9 4		¥3,691	¥259,154	携帯電話代	⑨	
5	9	11	9 5		¥5,736	¥253,418	事務所電話代及びWi-Fi代	⑨	
5	9	14	9 6		¥2,898	¥250,520	事務所電気代	⑨	
5	9	14	9 7		¥1,500	¥249,020	議員ガソリン代	①	
5	9	23	9 8		¥1,517	¥247,503	議員ガソリン代	①	
5	9	25	9 9		¥1,000	¥246,503	議員ガソリン代	①	
5	9	26	9 10		¥305	¥246,198	コピー機管理・カウンター代	⑨	
5	9	28	9 11		¥2,000	¥244,198	議員ガソリン代	①	
5	9	30	9 12		¥1,500	¥242,698	議員ガソリン代	①	
5	9	30	9 13		¥3,080	¥239,618	産経新聞朝夕刊購読料	⑥	
5	9	30	9 14		¥77,000	¥162,618	事務所賃貸料	⑨	
5	9	30	9 15		¥134,260	¥28,358	9月分給料	⑧	
5	9	30	9 16		¥19,800	¥8,558	コンピューター関連業務委託代 金	⑦	
月 計				¥0	¥258,345	¥-258,345			
累 計				¥1,350,000	¥1,341,442	¥8,558			

会 計 帳 簿

令和5年10月分

会派の名称・議員氏名 大阪維新の会堺市議会議員団・米田 敏文

年	月	日	整 理 番 号	収 入 額	支 出 額	残 額	内 容	使 途 項 目	そ の 他
5	10	4	10 1		¥30,280	¥-21,722	視察交通費	①	
5	10	7	10 2		¥1,000	¥-22,722	議員ガソリン代	①	
5	10	10		¥810,000	¥0	¥787,278	政務活動費10・11・12月分受け取り		
5	10	10	10 3		¥3,493	¥783,785	携帯電話代	⑨	
5	10	10	10 4		¥5,693	¥778,092	事務所電話代及びWi-Fi代	⑨	
5	10	12	10 5		¥1,766	¥776,326	議員ガソリン代	①	
5	10	16	10 6		¥2,697	¥773,629	事務所電気代	⑨	
5	10	21	10 7		¥1,820	¥771,809	議員ガソリン代	①	
5	10	24	10 8		¥1,000	¥770,809	議員ガソリン代	①	
5	10	26	10 9		¥321	¥770,488	コピー機管理・カウンター代	⑨	
5	10	26	10 10		¥2,091	¥768,397	事務所水道代	⑨	
5	10	27	10 11		¥979	¥767,418	議員ガソリン代	①	
5	10	28	10 12		¥1,620	¥765,798	議員ガソリン代	①	
5	10	31	10 13		¥3,430	¥762,368	産経新聞朝夕刊購読料	⑥	
5	10	31	10 14		¥77,000	¥685,368	事務所賃貸料	⑨	
5	10	31	10 15		¥139,405	¥545,963	10月分給料	⑧	
5	10	31	10 16		¥19,800	¥526,163	コンピューター関連業務委託代 金	⑦	
月 計				¥810,000	¥292,395	¥517,605			
累 計				¥2,160,000	¥1,633,837	¥526,163			

会 計 帳 簿

令和5年11月分

会派の名称・議員氏名 大阪維新の会堺市議会議員団・米田 敏文

年	月	日	整 理 番 号	収 入 額	支 出 額	残 額	内 容	使 途 項 目	そ の 他
5	11	1	11 1		¥2,685	¥523,478	議員ガソリン代	①	
5	11	4	11 2		¥1,000	¥522,478	議員ガソリン代	①	
5	11	9	11 3		¥877	¥521,601	議員ガソリン代	①	
5	11	10	11 4		¥4,516	¥517,085	携帯電話代	⑨	
5	11	10	11 5		¥5,705	¥511,380	事務所電話代及びWi-Fi代	⑨	
5	11	13	11 6		¥1,545	¥509,835	議員ガソリン代	①	
5	11	15	11 7		¥2,660	¥507,175	事務所電気代	⑨	
5	11	18	11 8		¥1,089	¥506,086	議員ガソリン代	①	
5	11	24	11 9		¥1,000	¥505,086	議員ガソリン代	①	
5	11	27	11 10		¥5,720	¥499,366	視察交通費	①	
5	11	27	11 11		¥10,300	¥489,066	視察宿泊費	①	
5	11	27	11 12		¥881	¥488,185	コピー機管理・カウンター代	⑨	
5	11	27	11 13		¥1,000	¥487,185	議員ガソリン代	①	
5	11	30	11 14		¥3,430	¥483,755	産経新聞朝夕刊購読料	⑥	
5	11	30	11 15		¥77,000	¥406,755	事務所賃貸料	⑨	
5	11	30	11 16		¥133,490	¥273,265	11月分給料	⑧	
5	11	30	11 17		¥19,800	¥253,465	コンピューター関連業務委託代金	⑦	
月 計				¥0	¥272,698	¥-272,698			
累 計				¥2,160,000	¥1,906,535	¥253,465			

会 計 帳 簿

令和5年12月分

会派の名称・議員氏名 大阪維新の会堺市議会議員団・米田 敏文

年	月	日	整理 番号	収 入 額	支 出 額	残 額	内 容	使途 項目	そ の 他
5	12	7	12 1		¥1,588	¥251,877	議員ガソリン代	①	
5	12	8	12 2		¥1,000	¥250,877	議員ガソリン代	①	
5	12	11	12 3		¥4,513	¥246,364	携帯電話代	⑨	
5	12	11	12 4		¥5,721	¥240,643	事務所電話代及びWi-Fi代	⑨	
5	12	14	12 5		¥2,678	¥237,965	事務所電気代	⑨	
5	12	16	12 6		¥1,276	¥236,689	議員ガソリン代	①	
5	12	21	12 7		¥1,000	¥235,689	議員ガソリン代	①	
5	12	26	12 8		¥2,091	¥233,598	事務所水道代	⑨	
5	12	26	12 9		¥246	¥233,352	コピー機管理・カウンター代	⑨	
5	12	27	12 10		¥57,750	¥175,602	自動車リース代	⑨	
5	12	28	12 11		¥77,000	¥95,172	事務所賃貸料	⑨	
5	12	29	12 12		¥3,430	¥172,172	産経新聞朝夕刊購読料	⑥	
5	12	29	12 13		¥139,790	¥-44,618	12月分給料	⑧	
	12	29	12 14		¥19,800	¥-64,418	コンピューター関連業務委託代金	⑦	
5	12	30	12 15		¥1,950	¥-66,368	議員ガソリン代	①	
月 計				¥0	¥319,833	¥-319,833			
累 計				¥2,160,000	¥2,226,368	¥-66,368			

会 計 帳 簿

令和6年1月分

会派の名称・議員氏名 大阪維新の会堺市議会議員団・米田 敏文

年	月	日	整理 番号	収 入 額	支 出 額	残 額	内 容	使 途 項目	そ の 他
6	1	4	1 1		¥1,000	¥-67,368	議員ガソリン代	①	
6	1	10		¥810,000	¥0	¥742,632	政務活動費1・2・3月分受け取り		
6	1	10	1 2		¥4,672	¥737,960	携帯電話代	⑨	
6	1	10	1 3		¥5,693	¥732,267	事務所電話代及びWi-Fi代	⑨	
6	1	12	1 4		¥1,000	¥731,267	議員ガソリン代	①	
6	1	14	1 5		¥1,000	¥730,267	議員ガソリン代	①	
6	1	18	1 6		¥2,678	¥727,589	事務所電気代	⑨	
6	1	21	1 7		¥1,250	¥726,339	議員ガソリン代	①	
6	1	22	1 8		¥2,930	¥723,409	議員ガソリン代	①	
6	1	25	1 9		¥1,000	¥722,409	議員ガソリン代	①	
6	1	26	1 10		¥774	¥721,635	コピー機管理・カウンター代	⑨	
6	1	28	1 11		¥1,000	¥720,635	議員ガソリン代	①	
6	1	29	1 12		¥28,875	¥691,760	自動車リース代	⑨	
6	1	31	1 13		¥3,430	¥688,330	産経新聞朝夕刊購読料	⑥	
6	1	31	1 14		¥77,000	¥611,330	事務所賃貸料	⑨	
6	1	31	1 15		¥127,960	¥483,370	1月分給料	⑧	
6	1	31	1 16		¥19,800	¥463,570	コンピューター関連業務委託代 金	⑦	
月 計				¥810,000	¥280,062	¥529,938			
累 計				¥2,970,000	¥2,506,430	¥463,570			

会 計 帳 簿

令和6年2月分

会派の名称・議員氏名 大阪維新の会堺市議会議員団・米田 敏文

年	月	日	整理 番号	収 入 額	支 出 額	残 額	内 容	使途 項目	そ の 他
6	2	2	2 1		¥1,000	¥462,570	議員ガソリン代	①	
6	2	3	2 2		¥1,000	¥461,570	議員ガソリン代	①	
6	2	7	2 3		¥1,000	¥460,570	議員ガソリン代	①	
6	2	13	2 4		¥3,963	¥456,607	携帯電話代	⑨	
6	2	13	2 5		¥5,716	¥450,891	事務所電話代及びWi-Fi代	⑨	
6	2	14	2 6		¥1,500	¥449,391	議員ガソリン代	①	
6	2	14	2 7		¥825	¥448,566	名刺代	⑦	
6	2	20	2 8		¥1,000	¥447,566	議員ガソリン代	①	
6	2	20	2 9		¥1,000	¥446,566	議員ガソリン代	①	
6	2	26	2 10		¥2,091	¥444,475	事務所水道代	⑨	
6	2	26	2 11		¥79	¥444,396	コピー機管理・カウンター代	⑨	
6	2	27	2 12		¥28,875	¥415,521	自動車リース代	⑨	
6	2	28	2 13		¥1,500	¥414,021	議員ガソリン代	①	
6	2	29	2 14		¥3,430	¥410,591	産経新聞朝夕刊購読料	⑥	
6	2	29	2 15		¥77,000	¥333,591	事務所賃貸料	⑨	
6	2	29	2 16		¥122,430	¥211,161	2月分給料	⑧	
6	2	29	2 17		¥19,800	¥191,361	コンピューター関連業務委託代 金	⑦	
月 計				¥0	¥272,209	¥-272,209			
累 計				¥2,970,000	¥2,778,639	¥191,361			

会派の名称・議員氏名 大阪維新の会堺市議会議員団・米田 敏文

年	月	日	整理 番号	収 入 額	支 出 額	残 額	内 容	使途 項目	そ の 他
6	3	5	3 1		¥2,657	¥188,704	議員ガソリン代	①	
6	3	9	3 2		¥1,500	¥187,204	議員ガソリン代	①	
6	3	11	3 3		¥4,514	¥182,690	携帯電話代	⑨	
6	3	11	3 4		¥5,686	¥177,004	事務所電話代及びWi-Fi代	⑨	
6	3	15	3 5		¥1,000	¥176,004	議員ガソリン代	①	
6	3	21	3 6		¥1,000	¥175,004	議員ガソリン代	①	
6	3	25	3 7		¥1,500	¥173,504	議員ガソリン代	①	
6	3	26	3 8		¥2,110	¥171,394	コピー機管理・カウンター代	⑨	
6	3	27	3 9		¥28,875	¥142,519	自動車リース代	⑨	
6	3	27	3 10		¥2,590	¥139,929	事務所電気代	⑨	
6	3	30	3 11		¥3,430	¥136,499	産経新聞朝夕刊購読料	⑥	
6	3	30	3 12		¥77,000	¥59,499	事務所賃貸料	⑨	
6	3	30	3 13		¥139,790	¥-80,291	3月分給料	⑧	
6	3	30	3 14		¥19,800	¥-100,091	コンピューター関連業務委託代金	⑦	
月 計				¥0	¥291,452	¥-291,452			
累 計				¥2,970,000	¥3,070,091	¥-100,091			

雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名 米田 敏文

ふりがな	[REDACTED]		
被雇用者の氏名	[REDACTED]		
生年月日	[REDACTED]		
住 所	〒 [REDACTED] 堺市 [REDACTED]		
雇用期間 (雇用開始日)	2023 年 5 月 1 日 ～ 2027 年 4 月 30 日		
雇用形態	☒ 直接雇用 ☐ その他（派遣等）		
勤務時間数	40時間 / 週 (1日 6.65時間× 6日 / 週)		
賃金額	☐ 月額 ☐ 日額 ☒ 時給	1,100円	
業務内容	☒ 政務活動 ☐ 政党活動 ☒ 後援会活動 ☐ （ ）活動		
按分	70%	☒ 勤務実態をもとに算定 <u>(週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) 28 時間</u> <u>(週勤務時間数) 40 時間</u> ☐ 職務内容をもとに算定	
議員との関係	☐ 生計を一にしない親族 ☒ 第三者 ☐ その他（ ） ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備 考	日曜日の勤務はすべて時間外手当（勤務時間数×1.25）とする。令和2年7月1日に北区常磐町から中区伏尾に転居		

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動＋政務活動以外の職務	70%

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

雇用契約書

堺市議会議員 米田 敏文(以下「甲」という)と前羽 信子(以下「乙」という)とは、下記の労働条件で雇用契約を締結する。その証として本書を2通作成し、甲乙各1通を保有する。

契約期間	2023 年 5 月 1 日～2027 年 4 月 30 日
就業の場所	米田敏文事務所
業務の内容	・ 一般事務業務等 ・ パソコン打ち込み作業等 ・ 議員政務活動補佐等
始業、終業の時刻、休憩時間、所定時間外労働の有無に関する事項	1 始業・終業の時刻等 労働時間は1月25日以内、1週40時間以内とし、始業・終業の時刻は原則として次のとおりとし、勤務日は随時相談の上定める。 ①始業：午前8時00分 終業：午後20時00分 以内 2 休憩時間：1日6時間を超える場合1時間休憩 3 所定時間外労働の有無：随時 4 休日労働の有無 ：随時
休 日	シフト表に定める日
賃 金	1 基本賃金 時間給 1,100 円 2 賃金締切日 — 毎月末日 賃金支払日 — 毎月末日 3 支払方法 — 現金 4 賃金支払時の控除：無し 5 昇 給：無し 5 賞 与：無し 6 退職金：無し 7 通勤費：有り
その他	1. 定年制：無し 2. 自己都合退職の手続（退職する2ヶ月以上前に届け出ること）

2023 年 5 月 1 日

(甲) 住 所：堺市

氏 名：米田 敏文

(乙) 住 所：堺市

氏 名：

出勤簿 (2023 年 5 月)

氏名: [REDACTED]

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基 本	時間外	
1	月	09:00	17:00	7.0		
2	火	09:00	17:00	7.0		
3	水					
4	木					
5	金					
6	土	09:00	17:00	7.0		
7	日					
8	月	09:00	17:00	7.0		
9	火	09:00	17:00	7.0		
10	水	09:00	17:00	7.0		
11	木	09:00	17:00	7.0		
12	金	09:00	17:00	7.0		
13	土	09:00	17:00	5.0	2.0	
14	日					
15	月	09:00	17:00	7.0		
16	火	09:00	17:00	7.0		
17	水	09:00	17:00	7.0		
18	木	09:00	17:00	7.0		
19	金	09:00	17:00	7.0		
20	土	09:00	17:00	5.0	2.0	
21	日					
22	月	09:00	17:00	7.0		
23	火	09:00	17:00	7.0		
24	水	09:00	17:00	7.0		
25	木	09:00	17:00	7.0		
26	金	09:00	17:00	7.0		
27	土	09:00	17:00	5.0	2.0	
28	日					
29	月	09:00	17:00	7.0		
30	火	09:00	17:00	7.0		
31	水	09:00	17:00	7.0		
当月給与				162.0	6.0	¥186,450
出勤日数及び通勤手当				24 日		¥4,800
支給金額				¥191,250		



出勤簿 (2023 年 6 月)

氏名:

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	木	09:00	17:00	7.0		
2	金	09:00	18:00	8.0		
3	土	09:00	17:00	4.0	3.0	
4	日					
5	月	09:00	17:00	7.0		
6	火	09:00	17:00	7.0		
7	水	09:00	17:00	7.0		
8	木	09:00	17:00	7.0		
9	金	09:00	18:00	8.0		
10	土	09:00	17:00	4.0	3.0	
11	日					
12	月	09:00	17:00	7.0		
13	火	09:00	17:00	7.0		
14	水	09:00	17:00	7.0		
15	木	09:00	17:00	7.0		
16	金	09:00	18:00	8.0		
17	土	09:00	17:00	4.0	3.0	
18	日					
19	月	09:00	17:00	7.0		
20	火	09:00	17:00	7.0		
21	水	09:00	17:00	7.0		
22	木	09:00	17:00	7.0		
23	金	09:00	18:00	8.0		
24	土	09:00	17:00	4.0	3.0	
25	日					
26	月	09:00	17:00	7.0		
27	火	09:00	17:00	7.0		
28	水	09:00	17:00	7.0		
29	木	09:00	17:00	7.0		
30	金	09:00	18:00	8.0		
当月給与				175.0	12.0	¥209,000
出勤日数及び通勤手当				26 日		¥5,200
支給金額				¥214,200		

確認印

出 勤 簿 (2023 年 7 月)

氏名: [REDACTED]

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	土	09:00	17:00	4.0	3.0	
3	月	09:00	17:00	7.0		
4	火	09:00	17:00	7.0		
5	水	09:00	17:00	7.0		
6	木	09:00	17:00	7.0		
7	金	09:00	17:00	7.0		
8	土	09:00	17:00	5.0	2.0	
10	月	09:00	17:00	7.0		
11	火	09:00	17:00	7.0		
12	水	09:00	17:00	7.0		
13	木	09:00	17:00	7.0		
14	金	09:00	17:00	7.0		
15	土	09:00	17:00	5.0	2.0	
18	火	09:00	17:00	7.0		
19	水	09:00	17:00	7.0		
20	木	09:00	17:00	7.0		
21	金	09:00	17:00	7.0		
22	土	09:00	17:00	7.0		
24	月	09:00	17:00	7.0		
25	火	09:00	17:00	7.0		
26	水	09:00	17:00	7.0		
27	木	09:00	17:00	7.0		
28	金	09:00	17:00	7.0		
29	土	09:00	17:00	5.0	2.0	
31	月	09:00	17:00	7.0		
当月給与				166.0	9.0	¥194,975
出勤日数及び通勤手当				25 日		¥5,000
支給金額				¥199,975		



出 勤 簿 (2023 年 8 月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	火	09:00	17:00	7.0		
2	水	09:00	17:00	7.0		
3	木	09:00	17:00	7.0		
4	金	09:00	17:00	7.0		
5	土	09:00	17:00	5.0	2.0	
7	月	09:00	17:00	7.0		
8	火	09:00	17:00	7.0		
9	水	09:00	17:00	7.0		
10	木	09:00	17:00	7.0		
12	土	09:00	17:00	7.0		
17	木	09:00	17:00	7.0		
18	金	09:00	17:00	7.0		
19	土	09:00	17:00	7.0		
21	月	09:00	17:00	7.0		
22	火	09:00	17:00	7.0		
23	水	09:00	17:00	7.0		
24	木	09:00	17:00	7.0		
25	金	09:00	17:00	7.0		
26	土	09:00	17:00	5.0	2.0	
28	月	09:00	17:00	7.0		
29	火	09:00	17:00	7.0		
30	水	09:00	17:00	7.0		
31	木	09:00	17:00	7.0		
当月給与				157.0	4.0	¥178,200
出勤日数及び通勤手当				23 日		¥4,600
支給金額				¥182,800		



出勤簿 (2023 年 9 月)

氏名: [REDACTED]

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	金	09:00	17:00	7.0		
2	土	09:00	17:00	5.0	2.0	
4	月	09:00	17:00	7.0		
5	火	09:00	17:00	7.0		
6	水	09:00	17:00	7.0		
7	木	09:00	17:00	7.0		
8	金	09:00	17:00	7.0		
9	土	09:00	17:00	5.0	2.0	
11	月	09:00	17:00	7.0		
12	火	09:00	17:00	7.0		
13	水	09:00	17:00	7.0		
14	木	09:00	17:00	7.0		
15	金	09:00	17:00	7.0		
16	土	09:00	17:00	5.0	2.0	
19	火	09:00	17:00	7.0		
20	水	09:00	17:00	7.0		
21	木	09:00	17:00	7.0		
22	金	09:00	17:00	7.0		
25	月	09:00	17:00	7.0		
26	火	09:00	17:00	7.0		
27	水	09:00	17:00	7.0		
28	木	09:00	17:00	7.0		
29	金	09:00	17:00	7.0		
30	土	09:00	17:00	5.0	2.0	
当月給与				160.0	8.0	¥187,000
出勤日数及び通勤手当				24 日		¥4,800
支給金額				¥191,800		



出勤簿 (2023 年 10 月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
2	月	09:00	17:00	7.0		
3	火	09:00	17:00	7.0		
4	水	09:00	17:00	7.0		
5	木	09:00	17:00	7.0		
6	金	09:00	17:00	7.0		
7	土	09:00	17:00	5.0	2.0	
10	火	09:00	17:00	7.0		
11	水	09:00	17:00	7.0		
12	木	09:00	17:00	7.0		
13	金	09:00	17:00	7.0		
14	土	09:00	17:00	7.0		
16	月	09:00	17:00	7.0		
17	火	09:00	17:00	7.0		
18	水	09:00	17:00	7.0		
19	木	09:00	17:00	7.0		
20	金	09:00	17:00	7.0		
21	土	09:00	17:00	5.0	2.0	
23	月	09:00	17:00	7.0		
24	火	09:00	17:00	7.0		
25	水	09:00	17:00	7.0		
26	木	09:00	17:00	7.0		
27	金	09:00	17:00	7.0		
28	土	09:00	17:00	5.0	2.0	
30	月	09:00	17:00	7.0		
31	火	09:00	17:00	7.0		
当月給与				169.0	6.0	¥194,150
出勤日数及び通勤手当				25 日		¥5,000
支給金額				¥199,150		

確認印



出勤簿 (2023 年 11 月)

氏名: [REDACTED]

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基 本	時間外	
1	水	09:00	17:00	7.0		
2	木	09:00	17:00	7.0		
4	土	09:00	17:00	7.0		
6	月	09:00	17:00	7.0		
7	火	09:00	17:00	7.0		
8	水	09:00	17:00	7.0		
9	木	09:00	17:00	7.0		
10	金	09:00	17:00	7.0		
11	土	09:00	17:00	5.0	2.0	
13	月	09:00	17:00	7.0		
14	火	09:00	17:00	7.0		
15	水	09:00	17:00	7.0		
16	木	09:00	17:00	7.0		
17	金	09:00	17:00	7.0		
18	土	09:00	17:00	5.0	2.0	
20	月	09:00	17:00	7.0		
21	火	09:00	17:00	7.0		
22	水	09:00	17:00	7.0		
24	金	09:00	17:00	7.0		
25	土	09:00	17:00	7.0		
27	月	09:00	17:00	7.0		
28	火	09:00	17:00	7.0		
29	水	09:00	17:00	7.0		
30	木	09:00	17:00	7.0		
当月給与				164.0	4.0	¥185,900
出勤日数及び通勤手当				24 日		¥4,800
支給金額				¥190,700		

確認印



出 勤 簿 (2023 年 12 月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	金	09:00	17:00	7.0		
2	土	09:00	17:00	5.0	2.0	
4	月	09:00	17:00	7.0		
5	火	09:00	17:00	7.0		
6	水	09:00	17:00	7.0		
7	木	09:00	17:00	7.0		
8	金	09:00	17:00	7.0		
9	土	09:00	17:00	5.0	2.0	
11	月	09:00	17:00	7.0		
12	火	09:00	17:00	7.0		
13	水	09:00	17:00	7.0		
14	木	09:00	17:00	7.0		
15	金	09:00	17:00	7.0		
16	土	09:00	17:00	5.0	2.0	
18	月	09:00	17:00	7.0		
19	火	09:00	17:00	7.0		
20	水	09:00	17:00	7.0		
21	木	09:00	17:00	7.0		
22	金	09:00	17:00	7.0		
23	土	09:00	17:00	5.0	2.0	
25	月	09:00	17:00	7.0		
26	火	09:00	17:00	7.0		
27	水	09:00	17:00	7.0		
28	木	09:00	17:00	7.0		
29	金	09:00	17:00	7.0		
当月給与				167.0	8.0	¥194,700
出勤日数及び通勤手当				25 日		¥5,000
支給金額				¥199,700		

確認印



出勤簿 (2024 年 1 月)

氏名:

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
4	木	09:00	17:00	7.0		
5	金	09:00	17:00	7.0		
6	土	09:00	17:00	7.0		
9	火	09:00	17:00	7.0		
10	水	09:00	17:00	7.0		
11	木	09:00	17:00	7.0		
12	金	09:00	17:00	7.0		
13	土	09:00	17:00	7.0		
15	月	09:00	17:00	7.0		
16	火	09:00	17:00	7.0		
17	水	09:00	17:00	7.0		
18	木	09:00	17:00	7.0		
19	金	09:00	17:00	7.0		
20	土	09:00	17:00	5.0	2.0	
22	月	09:00	17:00	7.0		
23	火	09:00	17:00	7.0		
24	水	09:00	17:00	7.0		
25	木	09:00	17:00	7.0		
26	金	09:00	17:00	7.0		
27	土	09:00	17:00	5.0	2.0	
29	月	09:00	17:00	7.0		
30	火	09:00	17:00	7.0		
31	水	09:00	17:00	7.0		
当月給与				157.0	4.0	¥178,200
出勤日数及び通勤手当				23 日		¥4,600
支給金額				¥182,800		



出勤簿 (2024 年 2 月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	木	09:00	17:00	7.0		
2	金	09:00	17:00	7.0		
3	土	09:00	17:00	5.0	2.0	
5	月	09:00	17:00	7.0		
6	火	09:00	17:00	7.0		
7	水	09:00	17:00	7.0		
8	木	09:00	17:00	7.0		
9	金	09:00	17:00	7.0		
10	土	09:00	17:00	5.0	2.0	
13	火	09:00	17:00	7.0		
14	水	09:00	17:00	7.0		
15	木	09:00	17:00	7.0		
16	金	09:00	17:00	7.0		
17	土	09:00	17:00	7.0		
19	月	09:00	17:00	7.0		
20	火	09:00	17:00	7.0		
21	水	09:00	17:00	7.0		
22	木	09:00	17:00	7.0		
26	月	09:00	17:00	7.0		
27	火	09:00	17:00	7.0		
28	水	09:00	17:00	7.0		
29	木	09:00	17:00	7.0		
			当月給与	150.0	4.0	¥170,500
			出勤日数及び通勤手当	22 日		¥4,400
			支給金額	¥174,900		



出勤簿 (2024 年 3 月)

氏名: [REDACTED]

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基 本	時間外	
1	金	09:00	17:00	7.0		
2	土	09:00	17:00	5.0	2.0	
4	月	09:00	17:00	7.0		
5	火	09:00	17:00	7.0		
6	水	09:00	17:00	7.0		
7	木	09:00	17:00	7.0		
8	金	09:00	17:00	7.0		
9	土	09:00	17:00	5.0	2.0	
11	月	09:00	17:00	7.0		
12	火	09:00	17:00	7.0		
13	水	09:00	17:00	7.0		
14	木	09:00	17:00	7.0		
15	金	09:00	17:00	7.0		
16	土	09:00	17:00	5.0	2.0	
18	月	09:00	17:00	7.0		
19	火	09:00	17:00	7.0		
21	木	09:00	17:00	7.0		
22	金	09:00	17:00	7.0		
23	土	09:00	17:00	7.0		
25	月	09:00	17:00	7.0		
26	火	09:00	17:00	7.0		
27	水	09:00	17:00	7.0		
28	木	09:00	17:00	7.0		
29	金	09:00	17:00	7.0		
30	土	09:00	17:00	5.0	2.0	
当月給与				167.0	8.0	¥194,700
出勤日数及び通勤手当				25		¥5,000
支給金額				¥199,700 日		



事務所（使用）状況報告書

会派の名称・議員氏名

米田 敏文

管理責任者 (議員名)	米田 敏文		
事務所名	米田敏文 事務所		
所在地	〒599-8276 堺市中区小阪 635 番地 3 TEL 072 (230) 4837		
兼用の有無	☐ 自宅兼事務所 ☒ 専用事務所 (賃貸借契約先 XXXXXXXXXX)		
	他用途との兼用 ☒ 有 ☐ 無	☒ 私的使用	
		☐ 後援会事務所	
		☐ 政党活動事務所	
		☐ 会社等 (関係団体)	
延べ面積	100 m ²	賃借料	月額 110,000 円 (政務活動費充当額 77,000 円)
政務活動事務所 として使用する 割合	70%	(次のいずれかの説明方法を選択) ☒ 使用面積による 使用面積 70 m ² /延べ面積 (m ²) ☐ 使用時間による 月 時間のうち 時間 ☐ 使用用途に応じて	
事務所関連経費 按分比率など	維持管理 経費	☒ 電気代・・・70% ☒ 水道代・・・70% ☒ ガス代・・・70% ☒ 固定電話代・・・70% ☒ その他 (インターネットプロバイダー代等)・・・70%	
	駐車場 賃借料	%	月額 円 (政務活動費充当額 円)
		【所在地】	
所有区分	☐ 生計を一にしない親族 ☒ 第三者 ☐ その他 () ※議員と貸主の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備考	事務所賃貸料に駐車場2台分の賃貸料を含む。		

※事務所・駐車場を賃借する場合は、賃貸借契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

建物賃貸借契約証書

建物貸借契約証書

29

第1条（使用目的）

乙は、本物件を表題部記載の目的のみに使用する事とする。

第2条（賃貸借期間等）

賃貸借期間は、表題部の通り2年間とする。

尚、賃貸借期間満了の 甲は3カ月前、乙からも2カ月前までに双方から解約の申し出がない場合は期間満了後も引き続き、本契約を2年毎に自動更新する事とする。

第3条（賃料）

1. 賃料は表題部の通りとし、乙は毎月末日までに翌月分を甲の指定銀行に振込入金する。尚、振込手数料は乙の負担とする。または、乙が甲に現金で支払う。
2. 契約締結月については、日割り計算とし、退去明け渡し時は、それが月の途中であっても日割り計算は行わないものとする。

第4条（造作費用等の負担）

乙において、本物件につき改装・模様替え・広告物の掲示・造作等現状を変更しようとするときは、事前に甲に相談し、承諾を得なければならない。尚、これらに要する費用は乙の負担とする。

第5条（届出・承諾事項）

乙は、次の各号の何れかに該当する場合は甲の承諾を得なければならない。

1. 乙以外の者に使用させるとき。
2. 本物件を1カ月以上使用しないとき。

第6条（善管注意義務）

乙は、本物件の使用に際して、善良なる管理者の注意をもってあたり、近隣に対して迷惑の掛からないよう注意を払わなければならない。

第7条（禁止事項）

乙は次の事項を順守しなければならないものとする。

1. 本物件の全部または一部の第三者への転貸しの禁止。
2. 本物件の賃借権の譲渡の禁止。
3. 防犯及び火災予防に特に注意し、万一火災・盗難が発生した場合は、直ちに所轄の警察署又は消防署及び甲に通報すること。
4. 本物件内において近隣に迷惑となる行為の禁止。
5. 自動車等の警笛・アイドリング等他人に迷惑を及ぼす騒音等を発しないこと。

第8条（危険負担）

甲乙双方の責によらない天災・地変、その他不可抗力により本物件が消滅し、甲、乙ともに蒙った損害については、互いに損害賠償請求しないものとする。

第9条（明け渡し）

1. 甲、乙は、本契約を解除しようとする時は、甲は1カ月前までに、乙は1カ月前までに書面をもって解約通知を提出するものとする。但し、乙は予告にかえて2カ月分の家賃を支払い、即時解約することが出来るものとする。
2. 解約通知後、乙の明け渡しが延滞した場合は、賃料の倍額相当の損害金を乙は、甲に支払わなければならない。
3. 乙は、明け渡しの際、次の各号を実行しなければならない。
 - ①乙及び従業員等すべての者の退去とすべての物品の搬出。
 - ②本物件内外の清掃及びゴミ汚物の撤去処理。
 - ③公共料金「光熱費等」の代金精算手続き。
 - ④乙は、契約時の現状に回復処理をしなければならない。尚、甲がそれを代行する場合は、乙の負担にて行うこととする。

第10条（保守・修繕）

1. 本物件の主要構造部分（柱・屋根・外壁等）の維持・保全に必要な保守・修繕は甲の負担でそれを行う。
2. 本物件内の付帯設備（電気・水道・排水・ガス等）の維持・保全に係る修繕等は、乙の負担で行うこととする。

第11条（物件返還時に関する事項）

乙は、契約又は満了時に甲の立会いで原状回復状況を確認してもらうこととする。但し、甲が原状回復を欲さないときは、異議なくこれに応じるものとする。

第12条（自己管理に関する事項）

乙は、本物件内の補完物については、自らの責任において管理するものとし、盗難の被害については甲に一切の責任を問わないこととする。

第13条（立ち入り検査）

甲は、建物等の管理上、本物件内に立ち入り検査をする必要が生じた時は、予めその旨を乙に通知し、乙立会いのもとにこれを行う。但し、乙が2カ月以上賃料を滞納したとき、又は災害その他緊急を要する場合においてはこの限りではない。

第14条（契約解除事項）

乙に次の各号の何れかに該当することがあった時甲は何ら通知勧告を要しないで本契約を解除できるものとする。

第15条（協議事項）

本契約の各条項に定めのない事項にあつては、甲・乙の信義に基づき双方協議の上、円満に解決していくこととする。

第 16 条

(合意管轄裁判所)

本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要がある場合は、本物件の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を管轄裁判所とすることに 甲、乙共に合意した。

各条項承諾の上、確実に履行することを誓約し、甲乙それぞれが署名捺印する。
尚、後日の為に、本書を 2 部作成し、各 1 部を甲乙が保有する。

2021年 3月 1日

賃貸人 (甲)

住 所 堺市 [REDACTED]
氏 名 [REDACTED]
電 話 [REDACTED]

賃借人 (乙)

住 所 堺市 [REDACTED]
氏 名 米田 敏文 [REDACTED]
電 話 [REDACTED]



コンピューター
関連業務委託契約書

米田 敏文（以下「甲」という）と、 （以下「乙」という）は、甲に関する業務等の委嘱に関し、次の通り契約を締結する。

第1条（目的）

甲は、乙に対し、コンピューター関連に関する業務、その他これに付帯する業務（以下「本件業務」）を委嘱し、乙はこれを受託する。

第2条（契約期間）

1. 本契約の有効期間は、2019年4月1日から2023年4月30日までとする。
2. 本契約の延長については、契約完了の1ヶ月前までに両者が協議の上、月額報酬・契約期間を取り決めることができるものとし、甲乙いずれからでも、何ら申し出のないときは、本契約と同一の条件でさらに1年間更新するものとし、以後同様とする。

第3条（報酬）

1. 本契約に基づく月額報酬は、金18,000円（消費税抜き）とする。
2. 本件業務にかかる交通費等の経費は、原則として乙が負担するものとする。ただし、甲の依頼により遠隔地出張など多額の経費を必要とする場合には、別途協議の上取り決める。

第4条（委託業務）

1. 乙は、甲の要望によりコンピューター操作の指導及び助言を行うものとする。

第5条（資料・情報等）

1. 乙は、甲から貸与された資料、機器等がある場合、本件業務以外の用途に使用してはならず、善良なる管理者の注意義務をもって使用・保管・管理するものとする。
2. 貸与された資料、機器等が不要となった場合、本契約が解除された場合、または甲からの要請があった場合、乙は、貸与された資料、機器等を速やかに甲に返却するものとする。

第6条（機密保持）

1. 機密情報とは、有形無形に問わず、本契約に関連して甲から乙へ提供された営業上、人事上その他全ての情報を意味する。
2. 乙は、甲から提供された機密情報について善良なる管理者の注意をもってその秘密を保持するものとする。
3. 乙は、機密情報について、本契約の目的の範囲内のみで使用できるものとし、複製、改変が必要なときは、事前に甲から書面による承諾を受けなければならない。
4. 本条の規定は、本契約終了後又は期間終了後も有効に存続する。

第7条（成果の権利及び知的財産権の帰属）

1. 本件業務に基づき乙が甲の為に作成した成果物（中間成果物も含む）および役務の提供の結果、発生した著作権及びその他の無体財産権は、本件業務事前に乙が既に保持するものを除き、すべて甲に帰属し、その権利は乙から甲に無償で譲渡されるものとする。
2. 前項の規定に従って乙から甲に譲渡される権利は、著作権法第27条（翻訳権・翻案権等）及び、第28条（二次的著作物に関する原作者の権利）に規定される権利を含むものとする。
3. 乙は、成果物に関する著作者人格権の権利を行使しないことを合意する。

4. 乙は、甲の書面による承諾を得るか、もしくは別途行為をしなければ、成果物の全部もしくは一部その複製物を保有し、利用することはできないものとする。

第8条（権利の侵害）

乙は、本件業務を行うにあたり、第三者の権利を侵害しないよう留意するとともに、乙が甲のためにさくせいした成果物（中間成果物も含む）及び、役務の提供の結果について第三者との間で紛争が生じた場合、乙は、自分の責任と負担において処理・解決するものとする。

第9条（報告業務）

1. 乙は、甲の請求があるときは、口頭または書面にて、遅滞なく本件業務の実行状況を報告しなければならない。

2. 本件業務の遂行に支障が生じる恐れのある事故の発生を乙が知った場合、乙は、その事故の帰責が如何にかかわらず、その旨を直ちに甲に報告し、甲と今後の対応方針についての協議を行うものとする。

第10条（再委託）

乙は、甲による事前の承諾がないかぎり、本件業務の全部または一部を第三者に委託できない。尚、甲の事前の承諾を得て第三者に再委託する場合には、乙は当該第三者に対し、本契約における乙の義務と同様の義務を遵守させ、その行為について一切の責任を負う。

第11条（権利義務譲渡の禁止）

乙は、甲の事前の書面による承諾がないかぎり、本契約の地位を第三者に継承させ、あるいは本契約から生じる権利義務の全部または一部を第三者に譲渡もしくは引き受けさせ、または担保に供してはならない。

第12条（合意管轄）

本契約に関して訴訟の必要が生じた場合、大阪地方裁判所を所属管轄裁判所とする。

第13条（協議事項）

本契約に定めなき事項または解釈上疑義が生じた事項については、法令に従うほか、甲乙誠意を持って協議の上解決を図るものとする。

2020 年 4 月 1 日

甲：住所：堺市

氏名：米田 敏文



乙：住所：堺市

氏名：

お支払計算書

令和 5年11月18日

この度はご利用いただきましてありがとうございます。今回のご利用内容は、本表「お支払計算書」となります。

お客さま名	米田 敏文 様
契約番号	

ご利用日	ご利用店名	ご利用商品名	回数	ご利用額①	会員手数料②
5 922	ヒカリ商事	OAL/フ・リウス/R05	35	2079000	0

取扱費用③	0
諸費用④	0
	0

お支払総額 ①+②+③+④	2079000 円
お支払日	毎月 27 日

お りそな銀行
支 堺東支店
払 普通預金
内 ヨネタ トシフミ様名義の
口座より、ご請求額を引落しさせていただきます。なお、お支
容 払口座へのご入金、前日までお願いいたします。

Webでもご利用明細等確認できます。お客様のeオリコ仮IDは、

IF39-73929です。

eオリコサービスへは、オリコWebサイト www.orico.co.jpから

消費税のご案内

- ・1、2回払い、(2回払いでも頭金を支払っている場合は除く)をご利用のお客さまへ・・・請求の分割払い手数料の欄に金額の記載がある場合は、その金額に消費税が含まれています。*融資ご利用の方は除かれます。
- ・リース(保証方式)をご利用のお客さまへ・・・毎月のご請求金額には、消費税が含まれています。

支払年月日	ご請求額	支払済金額	翌月繰越残高	支払年月日	ご請求額	支払済金額	翌月繰越残高
1 51227	115500	115500	0	13 61227	57750	57750	1270500
2 6 129	57750	57750	0	14 7 127	57750	57750	1212750
3 6 227	57750	57750	0	15 7 227	57750	57750	1155000
4 6 327	57750	57750	0	16 7 327	57750	57750	1097250
5 6 430	57750	57750	0	17 7 428	57750	57750	1039500
6 6 527	57750	57750	0	18 7 527	57750	57750	981750
7 6 627	57750	57750	0	19 7 627	57750	57750	924000
8 6 729	57750	57750	0	20 7 728	57750	57750	866250
9 6 827	57750	57750	0	21 7 827	57750	57750	808500
10 6 927	57750	57750	0	22 7 929	57750	57750	750750
11 61028	57750	57750	0	23 71027	57750	57750	693000
12 61127	57750	57750	0	24 71127	57750	57750	635250

お支払期間が手続きの都合により、変更となっている場合がございますので、必ずご確認ください。

*お引き落とし金額のご請求について……上記ご利用以外に当社クレジットで同一口座の引き落としがある場合、請求は合算された金額となる場合がありますのであらかじめご了承ください。

裏面もございますので、必ずご覧ください。

支払年月日	ご請求額	ご請求額内訳		翌月繰越残高	支払日	ご請求額	ご請求額内訳		翌月繰越残高
		月払い分	ボーナス払い分				月払い分	ボーナス払い分	
25	71229	57750	57750	0	577500				
26	8127	57750	57750	0	519750				
27	8227	57750	57750	0	462000				
28	8327	57750	57750	0	404250				
29	8427	57750	57750	0	346500				
30	8527	57750	57750	0	288750				
31	8629	57750	57750	0	231000				
32	8727	57750	57750	0	173250				
33	8827	57750	57750	0	115500				
34	8928	57750	57750	0	57750				
35	81027	57750	57750	0	0				
36									
37									
38									
39									
40									
41									
42									
43									
44									
45									
46									
47									
48									
49									
50									
51									
52									
53									
54									
55									
56									
57									
58									
59									
60									
61									
62									
63									
64									
65									
66									

出張報告書

令和5年10月16日

会派の名称 大阪維新の会堺市議会議員団 ・ 議員氏名 米田 敏文

出張報告は下記の通りです。

記

1. 目的

堺市産業振興センターでは、市内の中小企業等で、デジタル技術や自動化技術を活用し、既存事業の新たな価値創造や新規ビジネスの立ち上げ、経営にかかる各業務効率化を考えている方向けに、Web窓口相談や、オンラインまたは現地でのコンサルティング支援を実施しています。

そこで福岡市が取り組んでいる行政DXについて、佐賀県内産業のDX実現に向けて佐賀県が取り組んでいるのか視察に行った。

2. 期間

令和5年10月12日(木)～13日(金)

3. 日程等

月 日	時 刻	出張先(都市・施設名等)
10月12日(木)	13時～15時30分	福岡市役所
10月13日(金)	10時～12時	佐賀県産業スマート化センター

4. 面談者

令和5年10月12日(木)

・福岡市総務企画局DX戦略部データ活用推進課 課長 [REDACTED] その他 2名

令和5年10月13日(金)

・佐賀県産業スマート化センター センター長 [REDACTED] その他 3名

5. 報告内容【調査内容や成果等について、具体的に記載すること】

①令和5年10月12日(木) 大阪維新の会堺市議会議員団より福岡市に行き
(行政DXについて) 以下の何点が質問をした。

- ・DX計画の特徴について
- ・DX推進体制について
- ・業務効率化に資する具体的取り組みについて
- ・住民サービスの向上につながる具体的取り組みについて、
- ・行政DXにかかる予算規模と費用対効果について

(戦略的広報について) 以下の何点が質問をした。

- ・市内の推進体制について
- ・X(旧ツイッター)やLINEなどSNSを活かした戦略的発信と評価指標について
- ・自治体広報誌や動画サイトの発信内容と評価指標について
- ・子育て世代の人口誘導に資する戦略的広報について
- ・民間人材の活用について
- ・デジタルサイネージの活用について
- ・戦略的広報推進にかかる予算規模と費用対効果について

以上何点かお聞きし、各々回答をいただきました。

②令和5年10月13日(金) 大阪維新の会堺市議会議員団より佐賀県産業スマート化センター
に行き以下の何点が質問をした。

- ・産業スマート化センターの整備経緯と運営方法について
- ・佐賀県内の産業DXとイノベーション創出の取り組み経緯と成果について
- ・特徴的な事業と予算額について
- ・デジタルを活用した解決策を提示して推進しているが、職員の採用や研修はどのように行なっているのか
- ・ITソリューションやサービスを提供しているIT企業を登録しているとのことですが、その仕組みとどのようにマッチングを進めているのか
- ・佐賀県で起業をする優位性をどのように発信しているのか

以上何点かお聞きし、各々回答をいただきました。

その後、産業スマート化センターの施設見学をさせていただきました。

この二日間の視察を終え、今後、堺市産業振興センター内の堺市産業DX支援事業に活用していく。特に堺市が有する包丁・刃物、線香、注染和晒のような伝統産業をIT化、DX化に繋げていくにはどのようにしていくべきかをよく検討する。会社を経営していたり、仕事に従事している年配者、高齢令者が自分の代で廃業してしまうようなネガティブが考えを捨て、未来に希望を持てるよう色々な手段や適切な助言を受ける。また、後継者をいかに育成し、今後も地場産業を絶えさず存続していけるよう力添えをしていく。

以上

関連する整理番号

(10-1, 11-10, 11-11)





福岡市 総務企画局 DX 戦略部
データ活用推進課



福岡市公式ポータルサイト
福岡市公式ポータルサイト
FUKUOKA CITY PORTAL SITE

係長

〒810-8620
福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

TEL (092)707-3674
FAX (092)733-5594



福岡市 総務企画局 DX 戦略部
DX 戦略課

DX 戦略係長

〒810-8620
福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

TEL (092)711-4807
FAX (092)733-5582

福岡市 総務企画局 DX 戦略部
データ活用推進課



課長

〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号
TEL : 092-707-3610
FAX : 092-733-5594
E-Mail :



公式HP

〒849-0932

佐賀市鶴島町八戸溝114(佐賀県工業技術センター生産技術棟内)

info@saga-smart.jp ☎0952-97-9120

<https://saga-smart.jp/>



公式HP

センター長

〒849-0932

佐賀市鶴島町八戸溝114(佐賀県工業技術センター生産技術棟内)

info@saga-smart.jp ☎0952-97-9120

<https://saga-smart.jp/>



佐賀県 産業労働部
産業 DX・スタートアップ推進グループ 副課長

〒840-8570 佐賀市城内1丁目1番59号
TEL0952-25-7586 FAX0952-25-7270

個人
所属 innovation@pref.saga.lg.jp



公共事業本部
システム統括部
インフラビジネス部システム3グループ
サブマネージャー



佐賀県産業センター

株式会社 佐賀電算センター

佐賀市兵庫町藤木1427番地7 〒849-0915
TEL: 0952-43-7905 FAX: 0952-34-1545
E-mail
URL: www.sdcs.co.jp

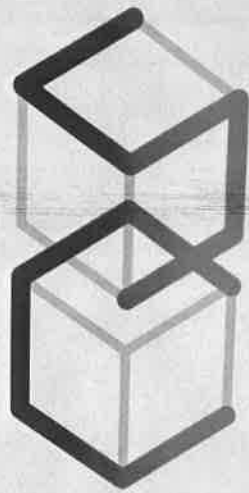


佐賀県 産業労働部
産業 DX・スタートアップ総括監

〒840-8570 佐賀市城内1丁目1番59号
TEL0952-25-7586 FAX0952-25-7270

個人
所属 innovation@pref.saga.lg.jp





佐賀県産業 スマート化センター

Industry4.0 AI・IoT Business Innovation





お願い

新型コロナウイルス感染防止
展示場内の展示品には触れ
お願い致します！

C1 *continued*

